合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社Aコープ北東北と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年五月十六日

宮城県黒川郡大和町吉岡字北原西七二番地

株式会社エーコープ宮城

代表取締役社長　小室　秀行

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中居正嗣が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年五月十六日

東京都港区赤坂二丁目八番一三号赤坂こうゆうビル四階

IMD MEDIA LIMITED

日本における代表者　中居　正嗣

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である柳善馨と猿丸博が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年五月十六日

東京都台東区蔵前三丁目一番一〇号

株式会社ザイニックス

日本における代表者　柳　善　馨

限定承認公告

本籍福岡県久留米市東町二六番地八、最後の住所島根県浜田市長浜町一六二一番地

被相続人　亡　栗林　英行

右被相続人は平成三十年一月六日死亡し、その相続人は平成三十年四月二十三日松江家庭裁判所浜田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十六日

福岡市東区和白丘四丁目二二―六

相続財産管理人　栗林　保子

清水天然ガス発電所（仮称）建設計画の廃止に関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

清水天然ガス発電合同会社

社長　篠崎　稔

静岡県静岡市清水区袖師町一九〇〇番地

二、対象事業の名称、種類及び規模

名　称　清水天然ガス発電所（仮称）建設計画

原動力の種類　ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

出力規模　約百七十万キロワット（平成二十八年八月二十五日に約百十万キロワット級への変更を対外発表済）

燃　料　天然ガス

所在地　静岡県静岡市清水区袖師町一九〇〇番地

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社への出資会社において、事業性の確保が困難と判断し、環境影響評価手続きの中止を決定したため、法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

平成三十年五月十六日

静岡県静岡市清水区袖師町一九〇〇番地

清水天然ガス発電合同会社

社長　篠崎　稔

訂正公告

平成三十年四月十三日（本紙第七二四三号）掲載の債権申出の公告（第一回）中、「本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。」とあるは「本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。」、平成三十年四月二十五日（号外第九十二号）掲載の債権申出の公告（第二回）及び平成三十年五月十日（号外第一〇〇号）掲載の債権申出の公告（第三回）中、「本公告第一回掲載（平成三十年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。」とあるは「本公告第一回掲載（平成三十年四月十三日）の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。」の誤りにつき訂正します。

平成三十年五月十六日

神戸市中央区中町通二丁目二番一八号

学校法人コロンビア学院

代表清算人　髙田　弘士

連絡先　神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三F中神戸法律事務所

弁護士　野田　底吾

正　誤

平成二十九年十二月二十七日（号外第二百八十三号）公布環境省令第二十九号（土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六ページ改正後欄終りから二〇行目の次に次を加える。

（土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における土壌汚染状況調査に係る特例）

第十条の二　調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質を除く。この条及び第五十八条第五項第九号において同じ。）であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項、第六条第一項第二号及び第三項から第五項まで並びに第七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

一～四　（略）

2～4　（略）

六ページ改正前欄終りから二〇行目の次に次を加える。

（土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における土壌汚染状況調査に係る特例）

第十条の二　調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質を除く。この条及び第五十八条第五項第九号において同じ。）であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項、第六条第一項第二号及び第三項から第五項まで並びに第七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

一～四　（略）

2～4　（略）

七ページ改正後欄一一行目「第五十八条第四項第九号から第十一号まで」は「第五十八条第五項第九号から第十一号まで」の誤り。

七ページ改正前欄一一行目「第五十八条第四項第九号から第十一号まで」は「第五十八条第四項第九号から第十一号まで」の誤り。

七ページ改正後欄一五行目の次に次を加える。

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第五十三条　（略）

一　（略）

二　土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　第五十八条第五項第九号又は第十号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

ロ　第五十八条第五項第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

三　（略）

七ページ改正前欄一五行目の次に次を加える。

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第五十三条　（略）

一　（略）

二　土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　第五十八条第五項第九号又は第十号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

ロ　第五十八条第四項第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

三　（略）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十六日付第一〇四号六　四ページ●同日付政府調達第八九号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）